

役員等報酬並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法第45条35の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義)

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と評議員選任・解任委員会委員を併せて役員等という。
- (2) 報酬等とは、職務の遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。費用とは、明確に区分するものとする。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費及び手数料等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 法人は理事長及び業務執行理事の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2. 理事長及び業務執行理事には別表に基づく役員報酬を支給する。
3. 報酬の支給日、支給方法並びに報酬より控除する額等支給に関する詳細は、別に定める職員を対象とする給与規程に準ずる。

(費用)

第4条 法人は、役員等がその職務を遂行するにあたって負担した費用については、これを請求にあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2. 業務執行理事には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は給与規程に準ずる。
3. 理事、監事並びに評議員が、理事会、評議員会に出席した時の交通費等の費用は、別表により支給する。
4. 監事が、監査のためにその業務を行った時、または所轄庁の検査に立ち会った時の交通費等の費用は別表により支給する。

(公表)

第5条 法人は、この規程をもって、社会福祉法45条の35に定める報酬等の支給基準

として公表するものとする。

(規程の改訂)

第6条 この規程の改廃は評議員会の決議で行う。

附則

この規程は平成29年7月1日から施行する。

(別表)

1. 役員報酬

年間総額 5,000,000 円の範囲内とする。

2. 費用

理事、監事及び評議員 理事会、評議員会の出席の際、交通費の支弁額

1日あたり、 5,000 円

監事の監査及び所轄庁の検査立会いの際、交通費の支弁額

1日あたり、 10,000 円

評議員選任・解任委員会委員 選任・解任委員会出席の際、交通費の支弁額

1日あたり 5,000 円

以上